

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	道路・河川管理課
委託業務名	昇降機予防保全業務その3（JR石山駅前他）
委託業務場所	大津市栗津町ほか
概要	昇降機予防保全業務 一式
契約期間	令和6年7月1日から 令和7年3月31日まで
契約年月日	令和6年7月1日
契約金額	6,336,000円
契約の相手方	<p>〔所在地〕 大阪市淀川区宮原四丁目3番29号</p> <p>〔名称〕 三精テクノロジーズ株式会社</p> <p>代表取締役 良知 昇</p>
契約相手方の選定理由	<p>本業務は、昇降機保守点検業務（三精製昇降機の保守点検）を通じて確認された将来的な故障危険箇所に対して、予防保全業務を行うものである。各部品や機械類を、製造業者以外の業者に清掃及び取替をさせた場合、設備の安全機能に支障を及ぼす恐れがある。</p> <p>また、現在行っている保守点検業務について、過失責任の所在を明確にするため、製造業者を保守点検業者として選定しており、今回の保全業務に関しても、別業者となった場合には、過失責任が不明確となる恐れがある。</p> <p>以上のことから、業務の確実な履行、安全性の担保及び本業務における瑕疵担保責任を明確にするため、製造業者であり、かつ当該昇降機の保守点検業務業者である三精製の昇降機に精通した三精テクノロジーズ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>
根拠規程	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>(2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6)競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(様式第2号)

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。